平成29年2月3日

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

(担当:阿部,山田 222-4161)

京都市障害支援区分認定業務委託に関する受託事業者の公募について (プロポーザル説明書)

京都市障害支援区分認定業務委託に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

### 1 委託業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの 支給決定に必要とされる「障害支援区分」の認定に関する業務を円滑に遂行することを目的と する。

# 2 委託業務の内容

(1) 件名

京都市障害支援区分認定業務委託

(2) 委託期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

- ※ ただし、平成29年度以降における委託料に係る予算の不成立、減額又は削除があった場合、若しくは事業の廃止があった場合には、契約を締結しない、又は解除することがある。
- (3) 委託内容

別紙1「仕様書」のとおり

# 3 契約上限額

総額79,961,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(内訳)

平成29年度 24, 338, 000円

平成30年度 31,285,000円

平成31年度 24, 338, 000円

※ なお、委託金額については、市会の決議により変動する場合がある。

### 4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は、参加申出書の提出時点で京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 参加申出書を提出した日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市から入札参加停止措置を受けていないこと。

- (2) 京都市内に本店、支店、営業所又は事務所を有すること。
- (3) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、プライバシーマークを取得後、 2年以上経過し、現在も継続して保有し、かつ、日本工業規格(JIS)のISMS(情報セキュ リティマネジメントシステム)に適合している事業者としてISO/IEC27001(JISQ27001)の 認証を取得している企業であること。
- (4) 過去に、国又は地方自治体(中核都市以上に限る)から類似業務の実績等があり、円滑に実施した実績を有すること。

# 5 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を郵送(書留郵便に限る。)又は持参して提出すること。(提出先は、後記「11 問合せ及び提出先」のとおり)

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を,次のとおり交付する。

ア 交付期間:平成29年2月3日(金)から平成29年2月10日(金)まで

(土曜日,日曜日及び国民の祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし,正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所:後記「11 問合せ及び提出先」に同じ

- ウ 交付書類
  - (ア) 京都市障害支援区分認定業務委託に関する受託事業者の公募について(本書)
  - (イ) 京都市障害支援区分認定業務委託に関するプロポーザル仕様書(別紙1)
  - (ウ) 京都市障害支援区分認定業務委託に関するプロポーザル企画提案書等作成要領(別紙2)
  - (工) 提案内容評価要領(別紙3)
  - (オ) 提案内容評価表 (別紙4)
  - (力) 運用対象使用機器(別紙5)
  - (キ) 個人情報適正管理のためのチェックシート (別紙6)
  - (ク) 京都市電子計算機による事務処理等(機器保守)の委託契約に係る共通仕様書(別紙7)
- ※ 交付書類及び本書に添付している各種様式については、次の京都市情報館の入札・公募 型プロポーザル情報のホームページ上からもダウンロードできます。

アドレス: http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-0-0-0-0-0-0-0-0.html

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

- ア 提出書類
  - (7) 参加表明書(様式1)
  - (1) 会社概要(様式2)
  - (ウ) 4(3)に示している, それぞれの資格証明書
- イ 提出部数 2部
- ウ 提出期限

平成29年2月10日(金)午後5時30分 必着

エ 提出方法

郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

#### (3) 企画提案書等の提出

別紙2「京都市障害支援区分認定業務委託に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」 に基づき、次の書類を提出すること。

## ア 提出書類

- (7) 企画提案書(任意様式)
- (4) 見積書(様式3)
- (ウ) 経費内訳書(任意様式)

# イ 提出部数

別紙 2「京都市障害支援区分認定業務委託に関するプロポーザル企画提案書等作成要領」 のとおり

### ウ 提出期限

平成29年2月21日(火)午後5時30分 必着

エ 提出方法

(2)参加表明書等の提出に同じ

#### (4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書,企画提案書等

参加表明書,企画提案書等が,次の事項の一つに該当するものは,失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (4) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (オ) 見積書に記載された各年度の見積金額が、「**3 契約上限額**」に記載の各年度の契約上 限額を超えているもの。

# ウ制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する ことがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。
- (カ) 提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、 日時及び場所を別途連絡する。

# エ 予算不成立の場合

当該案件に係る予算が不成立となった場合は、当該案件は無効とする。

## 6 本件に対する質問及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「**5** 応募**手続等**」の参加表明書を提出した者とする。

(2) 質問期限

平成29年2月16日(木)午前中(必着)

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室(担当:阿部,山田)に電子メール (syogai@city.kyoto.lg.jp) で問い合わせることとし (様式は任意とする。),面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

平成29年2月20日(月)までに、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項 及びその回答を電子メールで通知する。

# 7 企画提案書等に関するプレゼンテーション

提出された 5(3) 企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期

平成29年2月28日(火)

(2) 実施場所

京都市役所庁舎内会議室(予定)

- ※ 実施日時及び会場については決まり次第、参加表明書の提出のあった者全員に対し連絡 する。
- (3) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。

イ プレゼンテーションの実施時間は、40分以内とし、企画提案の説明時間は、25分程度、本市からの質問及びその回答時間は、15分程度とする。

- ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。
- エ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。
- オープレゼンテーションに必要となるパソコン等は提案者が用意すること。

### 8 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

#### 9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「8 **受託候補者の選定に係る審査基準**」に基づき、本市が設置する選考組織が、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定

し、最も優れていた者を受託候補者(第一交渉権者)に選定する。

#### (2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。(平成29年3月6日(月)に発送予定)

- イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、平成29年3月13日(月)午前 中までに書面で、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室まで提出すること。
- ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送(電子メール、FAX等)によるものは認めない。
- エ 提出のあったものについては、平成29年3月22日(水)までに書面をもって回答する。
- (3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお,受託候補者(第一交渉権者)と協議し,合意しなかった場合は,次順位の交渉権者 を新たな受託候補者として協議を行う。

# 10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市 が文書による承認をした場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、経費を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 瑕疵担保責任

- ア 本市は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)の賠償を請求することができるものとする。
- イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の 目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。
- ウ ア及びイは、契約目的物の瑕疵が支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適当であることを知りながらこれを本市へ通知しなかったときは、この限りでない。
- エ ア、イ及びウによる瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日 から 1 年以内に行うものとする。

# 11 問合せ先及び提出先

 $\mp 604 - 8571$ 

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 担当:阿部,山田

電 話:075-222-4161

 $FAX: 075-251-2940 \quad \forall \neg \nu : syogai@city. kyoto. lg. jp$ 

### 【参考】

過去3年間の予測件数

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
判定件数	審査会 開催数	判定件数	審査会開 催数	判定件数	審査会 開催数
3,425件	160 回	4,365件	200 回	3,112件	150 回

# 平成29年度から平成31年度までの予測件数

	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
-	判定件数	審査会 開催数	判定件数	審査会開 催数	判定件数	審査会 開催数
	3,613件	170 回	4,588件	215 回	3,287件	155 回